

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	平成18年度 上田市行財政改革推進委員会 組織・情報部会
2	日時	平成18年 10月 26日(木) 午後 1時 30分から 4時 00分まで
3	会場	上田市役所 本庁舎6階 大会議室
4	出席者	久保木委員(部会長) 林委員(副部会長) 森田委員(副部会長) 小池委員、小宮山委員、高橋委員、西沢委員、花岡委員
5	市側出席者	(事務局) 金子行政改革推進室長、宮沢係長、久保田係長、小山主査
6	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
7	傍聴者	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	18年 10月 30日

協議事項等

1 開会(久保木部会長)

2 議事

(1) 前回の会議録について(事務局)

- ・別紙(第2回部会の会議概要)のとおり了解を得る

(2) 具体的検討

過去2回の部会を実施してのまとめとして

『前回いただいた意見等を踏まえて変更した点等を事務局より説明する』

【組織改革について】

委員 組織改革の考え方として、新市として新たな組織を構築する方向で検討することによいか。

事務局 合併後、事業の継続性などを考慮し、すぐには組織を変更してこなかった。

次の(1)~(5)の視点で組織を見直していきたい。

- (1) 政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理する組織
- (2) 住民ニーズに迅速に対応できる組織
- (3) むりむだを省き簡素な組織
- (4) スピーディーな意思決定のできる組織
- (5) 分権自治を推進できる組織

委員 地域自治センター長の権限についてどの程度にすべきか。

委員 現在は部長級の扱いとなっているようだが。

事務局 部長職として配属してある。物品や工事などは金額によって市長に代わって決裁を行っている。まちづくりをしていくという観点から、地域自治センター長自らが政策提案できるようにしなければならない。現状では予算の提案や政策の起案権が縦割りの組織となっており本庁の部門と連携して行われている。どこまで権限を与えればよいか悩むところであり、現在の部長職では不足しているのではないかと考えている。

委員 地域協議会の委員の位置づけについても行財政改革大綱に盛り込んだほうが良いのではないか。

委員 自治基本条例にも入れたい内容である。具体的に盛り込まなければ審議会の委員としての役割で終わってしまう。

委員 権限というと決裁権限は市長にしかない。市長が専決権を部長などへ与えていると認識している。地域協議会については、設置条例もあり、今後さらに見直しがされると考えている。地域自治センター長の所管する地域の人口規模も違っている。まちづくりの案

* 議事録の見方
A委員 . . .
L B委員(事務局) . . .
. . . A委員の意見に対するB委員の意見等
(事務局の説明回答など)

を作るという成案権は持っている。行財政改革大綱では、方向付けができれば良いのではないか。

Ｌ委員 地域協議会と地域自治センター長、市長との関係（役割）があいまいである。実際に、地域自治センター長が予算や人事権を持つとなれば、地域協議会の意見を尊重するとしなければならない。

Ｌ委員 今後、地域自治センター長のあり方については見直していくことが必要だ。

委員 効率性を考えると事務事業は本庁へ集約はすべきだが、公平・平等という観点から、社会資本の整備などは旧町村とも同じ目線で実施することが望ましいのではないか。

Ｌ委員 組織改革の「むりむだを省き簡素な組織」という表現は変えたほうが良いのではないか。社会資本の整備などは、全市域へ平等に実施されるように配慮されるように事務の集約をしてほしい。

委員 表現については、あまり具体的でなくある程度の幅が必要だ。（具体的な組織名ではなく。）

Ｌ部会長 どういう方向でまとめていくかは検討課題である。全体会の中で調整を図っていく。

Ｌ委員 行財政改革大綱に具体的なことがあっても問題にならないと考える。従来の行財政改革大綱は理念だけであった。

委員 合併の背景として、財政上の問題もあった。組織の見直しを図る上でも財政的な観点が必要だ。

Ｌ委員 財政改革のための組織の見直しではないように思う。

Ｌ委員 地域の自治をどうするか、行政サービスをどう維持していくのかもあると思う。

【民間活力の活用について】

『委員より資料として「世田谷区の区立保育園民営化ガイドライン」、「港区の公立保育園のあり方検討会報告書」、別の委員より「岐阜市のNPOとの協働事業推進のためのガイドライン」を提出していただく。』

委員 民間活力の活用は役所側から見れば、公共サービスを民間へ委託等を行うことだが、民間サイドから見れば、雇用が生まれ、市場が拡大するという経済的なメリットがある。

Ｌ委員 行政改革は誰のために、何のために行うかの問題である。住民の生活の向上のために行うべきものであり、結果として経済的な効果が生まれるだけのことである。経済効果を主眼として行うことではない。

委員 まとめ方について、読み手によって捉え方が違ってしまうことがある。箇条書きを用いたり、背景を載せたりしたほうが良い。

委員 旧市町村によって委託の手法や内容が違う。民間委託の点検を行い、横並びにしたほうが良い。

Ｌ委員 合併協定書には3年あるいは5年以内に調整するということになっている。

委員 民間活力の中でもいくつかの柱がある。指定管理者、民間委託、協働という概念がある。NPOへの委託について、その業務内容や積算額の算定方法などは、NPO本来の設立目的に鑑み見直していただきたい。（NPOが非営利の法人であるが、「無報酬」や「無償」ということではない。）

Ｌ委員 「民間活力の活用」でなく、「市民参画と市民協働の推進」でガイドラインを設けるなどとしたほうが良いのではないか。

委員 民間活力導入指針は誰がつくるのか。

Ｌ部会長 行政がつくることになるが、場合によってはこの行財政改革推進委員会に諮問されることもある。委員会として、この指針がどのような内容にすべきかなどは、意見を言っても良いのではないか。

委員 この委員会の委員として、行財政改革大綱をまとめるという使命もあるが、それぞれの分野から委員として呼ばれているのであれば、具体的なことも提言しても良いのではないか。

【市民参画と市民協働の推進について】

『委員より資料として「自治基本条例の論点」（項目別の他市の状況）を提出していただく。』

委員 現在、住民参画（市民協働）の事例はあるか。

↳ 事務局 男女共同参画社会の構築において、啓発活動としてフェスティバルの開催などに市民の参画を得ている。防犯灯の設置にしても自治会との共同により管理している ことなどは、協働により地域の防犯活動を実施していることになるのではないか。

委員 NPOとの協働指針は、市民協働指針とは別立てであったほうが良いのか。

↳ 委員 市民協働指針の一つとして位置づけられてほしい。市民協働を担う団体の組織体制がそれぞれ違う。NPOやボランティアについてはガイドラインを設けてほしい。また、協働事業の評価調書のような事業の実施後に評価ができるような仕組みが必要だ。

委員 上田市にはどのくらいのNPO法人があるのか。

↳ 事務局 平成18年9月22日現在で県知事が認証した団体が48団体、内閣総理大臣が認証した団体が2団体ある。

委員 市民協働指針に、NPOとの協働指針、自治会との協働指針が組み込まれているべきではないか。

↳ 委員 自治会については、市と対等な関係を築いている。行政の下部組織ではない。

↳ 委員 旧町村の場合、自治センターとの関係が強くなる。市民協働指針に入れたい内容でもある。

委員 NPO法人以外の市民団体についても協働事例はあるので、市民協働指針には入れてほしい。

委員 旧上田市には振興会という自治会とは別の組織もあり、具体的に団体を特定するような表現は避けたほうが良い。

↳ 委員 それぞれの市民団体のガイドラインを市民協働指針の中に位置づけていただくような表現でどうか。（表現については工夫する。）

【情報化の推進について】

委員 電子自治体として取り組む目標はあるのか。

↳ 事務局 今までは、県主導で進められてきていたが、知事が変わるなどの状況の変化もあり、上田市としても参加するようになった。まずは電子申請を行うことを目標としている。

↳ 委員 電子自治体については、市民サービスの向上と役所の仕事の進め方とがある。BPRの手法は役所の仕事の進め方についてであり、地図情報の統一がこれに当たるのではないか。

委員 各家庭との双方向の情報のやり取りができれば良いのではないか。

↳ 事務局 例えば、すべての家庭にインターネットができる状況になれば、市からのお知らせや広報は紙媒体でなくてもできるようになるのではないか。

↳ 委員 個人情報の保護の問題もあり、どこまでインターネットで結ぶかは検討したほうが良い。

委員 情報化基本計画はいつまでに策定されるのか。

↳ 事務局 平成18年度中に策定される。

委員 インターネットの活用については、具体的にあるが、現在、電子入札は実施していないのか。

↳ 事務局 今までは実施していないので検討する。

【指定管理者制度の活用について】

委員 指定管理者の指定を行っていない施設をどうするか。

↳事務局 民間活力導入指針をつくり、統一的な基準により検討していく。

↳委員 市によっては平成21年度までにどのくらいの施設を指定管理者にするかを、数値目標に掲げているところもある。

↳委員 民間活力導入指針をつくることを最優先としてほしい。

(3) その他

・日程の変更について了解を得る。

【まとめについて】

・本日の部会の資料に意見等を加えたものを全体会へ提出し、全体会の中で議論していただく。

次回：全体会・・・11月7日（火）14：00～ 南庁舎 第3～4会議室